

政令第 号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令  
内閣は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十  
四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施  
行期日は、平成二十八年二月一日とする。

理由

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。